

青 畜 第 5 0 6 号  
令和3年11月10日

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長  
(公 印 省 略)

外国人の入国制限見直しに伴う畜産農家への注意喚起について

このことについて、令和3年11月5日付け3消安第4195号で農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありました。

については、外国人技能実習生の受け入れや海外からの国際郵便物等の受け取りに関し、違法な畜産物の持込防止に努めるよう、貴会員への御指導をお願いいたします。

記

1 通知の内容

- (1) 管内に技能実習生等の外国人の従業員を受け入れている畜産農家がある場合は、家畜に対する接点があることを考慮し、農林水産省動物検疫所と連携した上で、以下について対応する。
  - ア 外国人技能実習生が入国する前に家畜衛生に関する資料を準備し、関連する監理団体に提供すること。
  - イ 外国人技能実習生が入国後、実習する前に監理団体等が実施することとなっている国内での講習時に家畜衛生に係る指導及び注意喚起を行うこと。
- (2) また、既に、技能実習生等の外国人の従業員を受け入れている畜産農家に対しては、母国を含めた海外から肉製品が郵送されることのないよう注意喚起を行うとともに、従業員の方が受け取っている国際郵便物等の中に違法な肉製品が含まれている疑いがあった場合、県畜産課または最寄りの家畜保健衛生所に直ちに連絡するよう周知すること。

担当：畜産課 衛生・安全G 太田  
TEL 017-734-9498  
017-722-1111 (内線4819)  
FAX 017-734-8144

